

議第207号

呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例

呉市農村コミュニティ施設設置条例（平成15年呉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条，第6条，第6条の2関係） 下蒲刈農村環境改善センター		別表第1（第3条，第6条，第6条の2関係） 下蒲刈農村環境改善センター	
施設名	使用料	施設名	使用料
多目的ホール	1日につき <u>10,6,000円</u>	多目的ホール	1日につき <u>84,800円</u>
農業研修室	1日につき <u>38,000円</u>	農業研修室	1日につき <u>26,600円</u>
和室A	1日につき <u>19,000円</u>	和室A	1日につき <u>13,300円</u>
和室B	1日につき <u>19,000円</u>	和室B	1日につき <u>13,300円</u>
調理実習室	1日につき <u>20,000円</u>	調理実習室	1日につき <u>14,000円</u>
農産物加工室	1日につき <u>23,000円</u>	農産物加工室	1日につき <u>16,100円</u>
別表第2（第3条，第6条，第6条の2関係） 川尻転作促進研修所		別表第2（第3条，第6条，第6条の2関係） 川尻転作促進研修所	
施設名	使用料	施設名	使用料
第1研修室	1日につき <u>11,000円</u>	第1研修室	1日につき <u>7,700円</u>
第2研修室	1日につき <u>17,000円</u>	第2研修室	1日につき <u>11,900円</u>
料理実習室	1日につき <u>12,000円</u>	料理実習室	1日につき <u>8,400円</u>
別表第3（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊農業団地センター		別表第3（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊農業団地センター	
施設名	使用料	施設名	使用料
会議室A	1日につき <u>10,000円</u>	会議室A	1日につき <u>7,000円</u>

会議室B	1日につき <u>10,000</u> 円
研修室	1日につき <u>14,000</u> 円

会議室B	1日につき <u>7,000</u> 円
研修室	1日につき <u>9,800</u> 円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

農村コミュニティ施設の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。